

船舶事故調査報告書

平成29年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成28年7月24日 15時45分ごろ
発生場所	三重県志摩市深谷水道 深谷水道北口灯台から真方位161° 220m付近 （概位 北緯34° 15.9′ 東経136° 51.5′）
事故の概要	水上オートバイ15F ^{エフ} は、遊走中、護岸に衝突した。 15Fは、船長及び同乗者1人が負傷し、右舷船首部舷縁等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 15F、0.1トン 250-54703大阪、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112.00kW、平成22年5月
乗組員等に関する情報	船長 女性 36歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年3月25日 免許証交付日 平成28年3月25日 （平成33年3月24日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（船長及び同乗者A）
損傷	右舷船首部舷縁、船底外板及び右舷船尾部スポンソンに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ時々曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）を乗船させ、遊走の目的で仲間の水上オートバイ2艇（以下「B船」及び「C船」という。）と共に深谷水道を抜けて外洋に出ることとし、平成28年7月24日15時00分ごろ志摩市神明漁港 ^{しんめい} を出港した。 本船は、深谷水道内の最狭部に向けて同水道の中央部を約30km/hの速力（対水速力、以下同じ。）で南南東進中、船長が、右舷側を約10m離して追い越したB船の左舷後方を追走する態勢となったとこ

	<p>ろ、B船の航走波にハンドルをとられ、15時45分ごろ西側の護岸に衝突した。</p> <p>船長は、衝突の衝撃で同乗者A及び同乗者Bと共に落水し、本事故の発生に気付いた近隣の住人が要請した救急車で病院に搬送され、応急治療を受けた後、後日、別の病院で受診し、右頬裂創、口唇裂創、下顎裂創及び腹部打撲と診断され、約1週間の通院加療を要した。</p> <p>同乗者Aは顔面打撲等の軽傷を負い、同乗者Bには怪我がなかった。</p> <p>本船は、来援した友人が操縦し、神明漁港に帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>深谷水道は、幅が約50mであった。</p> <p>船長は、B船の航走波を受けた際、あっという間に本船の船首が西側の護岸に向いてしまい、態勢を立て直そうとしたが間に合わなかった。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、全員救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、深谷水道を南南東進中、右舷側を追い越したB船の航走波を受けた際、船長が航走波にハンドルをとられたことから、右転して西側の護岸に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、深谷水道を南南東進中、右舷側を追い越したB船の航走波を受けた際、船長が航走波にハンドルをとられたため、右転して西側の護岸に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイは、航行中、他船に追い越される際に同船の航走波に注意すること。

付図1 事故発生経過概略図

